

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄返還交渉（共同声明関係）復帰関連
国内措置（対内）(8)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43357

國談新議

外務大臣
大臣秘書官
事務次官
秘書官
官房長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

沖縄復帰対策閣僚協議会
同幹事会の開催について。

45. 11. 18
米北 1.

内閣審議室(長田事務官内線 411)より、
本件会議の開催につき連絡あり。此。此。

事務次官が大臣の出席を要請越した。

1. 沖縄復帰対策閣僚協議会幹事会

(1) 出席者: 事務次官
(2) 日・時: 19日(木)の事務次官会議(12:00
から開始)に引き続き開催する。

(1) 場所: 総理官邸大客間。

2. 沖縄復帰対策閣僚協議会

(1) 出席者: 外務大臣
(2) 日・時: 20日(金) 閣議前 9:30^時から

(1) 場所: 総理官邸大客間。

3. 議題: (19.20日ともに)

沖縄復帰対策要綱第一次分について。

(出欠連絡先: 内閣審議室 内 411)

字 部

高 裁 案 (分類)

文書課長	大 臣	主 管	起案 昭和45年11月19日
	政務次官	アメリカ局長	決裁 昭和45年11月19日
	事務次官	参事官	
	外務審議官	北米第一課長	起案者 112中
	外務審議官	主任	電話番号 445
官房総務参事官	参事官	条約局長	別紙 かねてアメリカの意思疎通はあり、 本件は明上次の対等交渉 1. 東部領土内閣人による 支配の必要(外口人 取扱いについては實際上 の必要はありうる(2)秘 2. 東部領土内閣の交渉を 要する事案は、本件 交渉とは全く関係ない 交渉上の問題が別途 交渉ありとを念のため 1. 本件はありうる 3. 公法上の身分引継ぎ 交渉は、本件との交渉を 断念しなればならぬ
官房書記官	参事官	条約課長	
		法規課長	
下記の件に関し高裁を仰ぎます			
件名	沖繩復帰対策要綱(計1次分)について		
本件「沖繩復帰対策要綱(計1次分)」(案)に ついては、本19日の沖繩復帰対策閣僚協議会 幹事会(各者次官をもって構成)において決定をみた ので、明20日の前記閣僚協議会の決定を得た上			
GA-1 注意	決裁後直ちに写一通を 文書課へ回付すること	外務省	回覧番号 2709

同日の閣議に内閣総理大臣、外務大臣及び
自治大臣の共同請議として提出することと
したい。

なお、閣議請議案は、総理府において
別紙のとおり作案決裁中である。

(閣 議 請 議 案)

内閣総理大臣 へ

内閣総理大臣

外務大臣

自治大臣

(件 名) 沖縄復帰対策要綱(第1次分)について

(本 文) 標記について、別紙のとおり閣議を
求めます。

極 秘

沖縄復帰対策要綱（第一次分）案

政府は、沖縄の祖国復帰を円滑に実現し、豊かな沖縄県の建設を期するため、先に「沖縄復帰対策の基本方針」を決定し、目下これに沿って具体的な復帰施策を鋭意検討中であるが、特に県民生活および産業活動に重大な影響をおよぼすと思われるものを優先して検討を重ねてきた結果、以下の諸点について復原その成案を得たので、（次のよう）に決定する。 （これ）にその処理方針を発表するものである。

なお、これら施策の決定にあつては、琉球政府および沖縄県民の意志を反映するため、できる限りの努力が払われたことはいうまでもない。

一 教育・文化

1 教育行政制度については、復帰の際、本土の関係法令を適用するよう措置する。
2 琉球大学の国立移管

琉球大学（琉球大学短期大学部を含む。）は、その教育組織等について必要を整備を図り、復帰の際、国に移管し、国立大学とする。

なお、新那覇病院については、当該大学に附置するものとする。

3 国費沖縄学生制度

国費沖縄学生制度については、復帰後も一定期間、この制度の趣旨を生かして、これに準じた奨学措置を講ずることとする。

4 学校給食

沖縄の児童生徒の体位の向上に資するとともに、給食費の父兄負担の急増を避けるために、復帰後も一定期間、学校給食用基本物資の支給を国費により継続することとする。

なお、琉球学校給食会を整備し、沖縄における学校給食用物資の需給を円滑に行なわせるものとする。

5 文化財の保護

沖縄の文化財の重要性にかんがみ、戦災文化財の復元・修理、無形文化

財の記録保存等を推進するとともに、特に重要な文化財については、復帰後すみやかに国の文化財として指定することとする。

二 厚生・労働

1 医療保険

医療保険制度については、沖縄における受療機会の普及を図り、県民保健の向上を期するため、復帰と同時に本土の法令を適用する方向で措置する。

- 3 -

2 保健所の治療業務

沖縄における医療体制の整備が十分でない実情にかんがみ、当分の間、保健所において、結核、性病等従来から行なってきた疾病の治療を行なえるよう、特例措置を講ずる。

3 ハンセン氏病療養所

琉球政府立沖縄愛楽園および同宮古南静園は、復帰の際、国立療養所と

する。

4 生活保護基準

生活保護基準については、復帰後は本土並みとする。

5 年金保険

沖縄の厚生年金保険および国民年金制度が復帰と同時に本土の各被用者年金および国民年金制度に移行するにあつては、沖縄の年金体制の整備が本土に比べ遅れたことに伴う諸問題等について、沖縄の年金受給者および被保険者の権利をできる限り尊重しつつ、本土の法令の建前との均衡を考慮して、不合理とならないよう必要な措置を講ずる。

- 4 -

6 雇用対策

復帰後の雇用事情の変動に対しては、沖縄振興施策として行なわれる各種公共事業および新規立地企業等への就労を推進するとともに、技能労働

者の養成および離職者の能力の再開発を促進し、職業紹介等の広域化、活
発化を図り、職業転換給付金等の支給、住宅の確保その他本土の法令に基
づく各種雇用対策を推進する。

7 最低賃金

最低賃金制度については、復帰後本土の法令に基づく最低賃金の決定が
行なわれるまでは、沖縄の法令に基づいて定められていた最低賃金が、な
おその効力を有するよう措置する。

-5-

8 公共職業訓練施設

沖縄の法令による一般職業訓練所および総合職業訓練所は、復帰の際、
それぞれ本土の法令に基づく専修職業訓練校および高等職業訓練校となる
ものとし、それらの訓練所の修了者は、本土の旧職業訓練法による一般職
業訓練所または総合職業訓練所の課程を修了した者として取り扱う。

9 自然公園

沖縄の貴重な景観を保護し、利用するため、自然公園体系の整備を行な
う。このため、現在の琉球政府立公園ならびに西表島およびその周辺海域
について早急に公園地域、公園計画を検討し、必要な地域については、国
立公園または国定公園として指定のうえ、公園利用施設を整備する。

三 通貨・金融

1 通貨交換

通貨の交換は、公定の交換比率を基準とし、交換の手續については、県
民生活に支障をきたすことのないよう円滑に実施する。

2 日本銀行

沖縄経済の実情に沿った金融政策を円滑に推進するため、沖縄に日本銀

-6-

行の営業所を設ける。

3 預貯金の利率等

預貯金の種類、利率および期間は、復帰とともに本土と統一するが、必要に応じて経過措置を設けることとする。

4 農林漁業中央金庫

琉球政府の農林漁業中央金庫に対する出資金は、新たに設立される県信用農（漁）業協同組合連合会の業務に支障をきたさないよう、同連合会に対する貸付金とするものとする。

四 産業・経済

1 食糧管理制度

米の消費者価格（原材料用米の価格を含む。）および生産者価格ならびに麦の政府売渡し価格については、復帰後も一定期間、復帰時の水準を維持し、将来本土と一元化することとする。この場合、沖縄産米の買入れに

ついて現在の農協買入れを通ずる不足払制度を踏襲する等、米の流通の仕組みについて必要な特例を設ける。

なお、稲から基幹作目への作付転換等については、所要の助成措置を講ずることとする。

米麦の輸出入については、本土と同様の取扱いを行なうこととする。

2 農地制度

農地法については、戦時疎開、基地使用等沖縄の特殊事情にかんがみ、小作地の所有制限等に関し、所要の特例措置を講ずるとともに、その土地利用の実態を配慮しつつ、円滑な運用を図ることとする。

3 糖 業

沖縄を甘味資源特別措置法の生産振興地域に指定し、土地基盤の整備、優良種苗の普及、農作業の機械化等により、さとうきび生産の合理化を図る

とともに、糖価安定事業団による分蜜糖の買入れについては、砂糖の価格安定等に関する法律に基づき実施することとする。

4 パインアップル産業

パインアップル産業については、復帰後は、果樹農業振興特別措置法を積極的に活用し、中小企業団体の組織に関する法律による加工業者の組織化を図るほか、原料果実の価格の指導に関する措置を講ずる等、生産、流通および加工対策の実施を通じて、その経営の安定と合理化の推進を図ることとする。

なお、パインアップル缶詰の自由化、暫定関税率の取扱い等については、パインアップル産業の合理化施策等との関連を考慮しつつ慎重に対処することとする。

5 たばこ専売制度

ア たばこ専売法が適用されることによる製造会社および従業員の取扱いについては、適切な措置を講ずる。

イ 製造たばこの小売業者は、復帰後も当分の間、専売公社の指定小売人とする。卸売業者についても、指定小売人とする等、適切な配慮を行なう。

ウ 葉たばこについては、昭和四十六年分については、前年実績程度の数量を購入する。昭和四十七年産以降の葉たばこについては、品質の向上と産地の集約化を推進し、耕作の継続ができるよう努める。

6 輸出入制度

輸出入制度（関税および内国消費税の制度を含む。）については、復帰後は本土諸法令を即時適用するが、このことに伴う県民生活および関係企業への影響を緩和するため、品目または業種ごとに、必要に応じ、輸出実

續の尊重、輸入についての特別の配慮および中小企業に関する各般の措置を講ずることとする。

7 観光税制

沖縄の観光産業の振興に資するため、沖縄から出島する者が購入する特定の物品に対する関税および内国消費税については、復帰後も一定期間、携帯品免税の範囲内で、現状程度の税負担を維持するような特別措置を講ずる。

8 ドル受取り制

沖縄における商店等の日常取引の現状にかんがみ、当分の間、両替商制度を弾力的に運用する等により、ドル受取りができるよう措置する。

9 企業対策

ア 沖縄での企業立地を促進するため、電力、水、工業用地、道路、港湾

その他の産業基盤の整備充実に努めるほか、新規立地企業に対する税制、金融上の措置を講ずることとする。この場合においては、既存企業との調整に留意しつつ、雇用効果および関連産業に対する波及効果の大きい業種を特に考慮する。

イ 沖縄の中小企業対策については、復帰後本土と同様の中小企業諸施策を実施し、中小企業の近代化、診断指導事業の促進、組織化の推進等を図ることとするが、特にその急速な近代化を促進するため、中小企業近代化促進法の適用にあたっては所要の特別措置を講ずる等復帰に伴う諸制度の整備拡充を図ることとする。

五 交通・通信

1 道路の通行区分

沖縄における車両および歩行者の通行区分は、復帰後も一定期間、現状

どおり（車両は右、歩行者は左）とする。

2 自動車損害賠償責任保険

自動車損害賠償責任保険の保険金額等は、復帰後可及的すみやかに本土の制度と一致させることとする。

3 郵政事業

現在沖縄において未実施の横立郵便貯金、定期郵便貯金、定額小為替、郵便振替、簡易生命保険等については、その実施準備を進め、復帰後すみやかに実施に移すこととする。

郵便の種類体系および料金については、復帰後は、本土並みとする。

4 電信電話

電信電話の制度および料金は、復帰と同時に本土並みとする。

なお、沖縄本島・本土間の通話については、復帰後すみやかに自動即時化することとする。

六 免許資格等

1 教員

沖縄の法令により、教員の免許状の授与を受けている者は、復帰後は、本土の法令による相当の免許状の授与を受けた者として取り扱う。

2 社会教育主事

沖縄の法令による社会教育主事の資格を有する者は、復帰後は、本土の法令による社会教育主事の資格を有する者として取り扱う。

3 医師、歯科医師および薬剤師

本土の免許を有しない医師、歯科医師および薬剤師に対しては、復帰後一定期間、沖縄県内において、従前どおり業務を行なうことを認めると

もに、本土の法令による国家試験または国家試験予備試験の受験資格を与えるよう措置する。

4 介輔および歯科介輔

介輔および歯科介輔については、沖縄の医師不足の地域における医療の確保に寄与させるため、従前の例による医業を行なうことを認める。

5 その他の医療関係者

その他の医療関係者の免許資格については、原則として琉球政府の免許資格または業務の実績を尊重し、復帰とともに本土の法令による免許に切り替える等の措置を講ずる。

6 職業訓練指導員

沖縄の法令により職業訓練指導員の免許を受けている者は、復帰後は、本土の法令により免許を受けた者として取り扱う。

7 不動産鑑定業および不動産鑑定士

復帰の際現に沖縄において不動産鑑定業を営んでいる者は、復帰後一定期間、沖縄において不動産の鑑定評価を行なうことができることとする。復帰後において、特別不動産鑑定士試験および特別不動産鑑定士補試験を行なうこととする。

8 通関士

通関士に関する資格の切替えを円滑に行なうため、沖縄の税関貨物取扱人の資格を有する者は、所定の講習を受けることにより、本土の通関士試験の合格者とみなす等必要な措置を講ずることとする。

七 公務員

琉球政府公務員（教育区および連合教育区の教職員を含む。）は、国家公務員、地方公務員等として身分を引き継ぐこととし、給与その他の勤務条件

等については、国または地方公共団体のそれとの均衡を考慮して、適切な措置をとるものとする。

以上の各点は、本土復帰を円滑に実施するという面からとりあげた当面の重要事項に係る施策の一部であり、今後とも成案を得次第^{本改}実施することとしたい。

なお、日米両国政府間で交渉を要する事項については別途検討を進めている。他方、本土との格差を是正し、更に産業基盤等社会資本の整備充実に努め、復帰後の沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための施策としては、

- (1) 離島振興
- (2) 農林漁業の育成振興
- (3) 鉱工業、観光産業の開発
- (4) 水、エネルギー資源の開発
- (5) 交通、通信、道路、港湾、空港等の整備

- (6) 国土保全施設の整備
- (7) 教育施設の整備
- (8) 保健衛生、医療および社会福祉施設の整備
- (9) 生活環境施設の整備
- (10) 労働環境の整備

等各般にわたる総合開発計画を策定することとし、その策定にあつては、先に琉球政府の発表した「長期経済開発計画」を尊重することはもとより、各界各層の意見を反映できるようにすることとする。

また、同計画を実施するにあたり、戦後沖縄のおかれてきた特殊な状況にかんがみ、国は、財政、税制、金融上特別の措置を講ずることとする。

なお、政府は、国会の議決を必要とする(イ)施政権返還協定(ウ)今回発表した施策を含めた、本土法令の適用に伴う暫定特別措置に関する立法および(ハ)沖縄

の経済、社会の開発、発展を図るための施策の推進に関する立法措置を、一括して明年^内に国会^{で議決}することを^{議決}目途としてその準備をすすめるものとする。

白子屋のり
のり
本屋のり
おくら

秘密表示 (朱印)

機密

部数指示	発信用	執務用	備考
主 信	1	1	2
付			
置			

発送日	処理日
発信	タイプ
	検査

文書課長

公債 第 号 公債 昭和 年 月 日

大 臣
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官 房 長

主 管
アメリカ局長
参 事 官
北米才一課長

起案 昭和45年11月8日
起案者 1R中
電話番号 445

協 議 先
条約局長
参 事 官
条約課長
法規課長

受 信 者
山野 沖縄・北方対策片長官

送 信 者
アメリカ局長

送 付 先
(希望発送日)

件 名
沖縄復帰対策要綱(才1次方)案について

GA-3 外務省 回覧番号 2745

* 秘密標準 (赤色)

(件名)
沖縄復帰対策要綱(才1次方)案について

引用公・電信
日付・番号

1. 11月16日付発信沖・北材才2368号をもって検討
依頼のあつた標記のこゝについては、下記事項
記して承るので回答します。
なお、下記事項については、北米才1課片長
担当官に予め連絡済みであるから申し添えます。

* 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

GA-2-1 外務省

(※印は文書課記入)

大田次郎

官房長官
官房副長官
官房書記官

コニヤ
新長
和野

アメリカ局長
参事官
課長

沖・北対第2368号
昭和45年11月16日

官房書記官
2694

外務省アメリカ局長 殿

沖縄・北方対策庁長官



沖縄復帰対策要綱（第1次分）案について

沖縄復帰対策の推進については、先にご了知の「当面の沖縄復帰対策推進のスケジュール」に従い、産業活動又は県民生活に重要な影響があると認められる事項について、早期に政府方針を決定すべく、関係各省庁との間で検討を進めてきたところであるが、このほど第1次分として別添の案をとりまとめたので、ご検討のうえ、文書をもつて回答願いたい。

なお、成案を得たうちは、階級を請願することと致したい。

- 要項
- 官房
- 渉外
- 漁業
- 航空
- 科学協力
- 連絡調査
- 調査
- カナダ
- 庶務

コニヤ



総 理 府

2694

秘密表示(朱印)
平

部数指示	発信用	執務用	備	考
主	信	2	1	3
付		あり(手廻り)		
属				

付属検査済

発送日 昭和45年11月28日
 処理日
 発信タイプ 検

文書課長 (特) 公 信 案 (分類)

公信 番号 米北合 第 4302 号	公信 日付 昭和 45年11月27日
大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主 管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長
起案 昭和45年11月21日	起案者 12中 電話番号 445

協議先

米北合
参事官

受信者 在米 牛場大使 沖縄復帰準備委 日米両代表代理	発信者 外務大臣
-----------------------------------	-------------

写送付先	(希望発送日) 月 日
------	----------------

件 名
沖縄復帰対策要綱(才1次分)の送付

GA-*

27 外務省 65

回覧番号 2817

引込全部起米右行

* 秘密標準(赤色)

米北合才 4302号
昭和45年11月27日

在外公館長殿

外務大臣

(件名)

沖縄復帰対策要綱(才1次分)の送付

引用公・電信
日付・番号

沖縄復帰後の暫定・特別措置の肉題については、在
 政府部内において鋭意検討中であるが、今般その才1次
 分が沖縄復帰対策要綱として、11月20日沖縄復帰策
 関係協議会にて審議の上、同日の閣議により承認され
 ています。同テキスト2部別添のとおりに送付するから、御
 注意

* 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

GA-2-1

外務省

(※印は文書課記入)

事件要綱の内容につき

にも適宜説明をおか

責任国(地)関係当局関係者~~用として然り~~

~~用~~云々。(在京米大使館にテ対手文下り)

なお、当省に關係ある事項では、前記要綱12
頁五、道路の通行区分別に於ての暫定措置が
あり、同措置~~の打~~…復帰後も一定期間…と
あるは、道路交通に對する國際條約遵守の立場上
り切り換へを前提とし、「切りかへ準備に必要な
一定期間」の意味~~がある~~ ^{につき右急のた} 申す所。

本信送付先 米大、沖繩復帰準備委員日本國政府代表

沖繩復帰対策要綱（第一次分）

政府は、沖繩の祖國復帰を円滑に実現し、豊かな沖繩県の建設を期するため、先に「沖繩復帰対策の基本方針」を決定し、目下これに沿って具体的な復帰施策を鋭意検討中であるが、特に県民生活および産業活動に重大な影響をおよぼすと思われるものを優先して検討を重ねてきた結果、以下の諸点についてその成案を得たので、次のように決定する。

なお、これら施策の決定にあつては、琉球政府および沖繩県民の意志を反映するため、できる限りの努力が払われたことはいうまでもない。

一 教育・文化

1 教育行政制度

教育行政制度については、復帰の際、本土の関係法令を適用するよう措置する。

2 琉球大学の国立移管

琉球大学（琉球大学短期大学部を含む。）は、その教育組織等について

必要な整備を図り、復帰の際、国に移管し、国立大学とする。

なお、新那覇病院については、当該大学に附置するものとする。

3 国費沖繩学生制度

国費沖繩学生制度については、復帰後も一定期間、この制度の趣旨を生かして、これに準じた奨学措置を講ずることとする。

4 学校給食

沖繩の児童生徒の体位の向上に資するとともに、給食費の父兄負担の急増を避けるために、復帰後も一定期間、学校給食用基本物資の支給を国費により継続することとする。

なお、琉球学校給食会を整備し、沖繩における学校給食用物資の需給を円滑に行なわせるものとする。

5 文化財の保護

沖繩の文化財の重要性にかんがみ、戦災文化財の復元・修理、無形文化

財の記録保存等を推進するとともに、特に重要な文化財については、復帰後すみやかに国の文化財として指定することとする。

二 厚生・労働

1 医療保険

医療保険制度については、沖縄における受療機会の普及を図り、県民保健の向上を期するため、復帰と同時に本土の法令を適用する方向で措置する。

2 保健所の治療業務

沖縄における医療体制の整備が十分でない実情にかんがみ、当分の間、保健所において、結核、性病等従来から行なってきた疾病の治療を行なえるよう、特別措置を講ずる。

3 ハンセン氏病療養所

琉球政府立沖縄愛楽園および同宮古南静園は、復帰の際、国立療養所と

する。

4 生活保護基準

生活保護基準については、復帰後は本土並みとする。

5 年金保険

沖縄の厚生年金保険および国民年金制度が復帰と同時に本土の各被用者年金および国民年金制度に移行するにあつては、沖縄の年金体制の整備が本土に比べ遅れたことに伴う諸問題等について、沖縄の年金受給者および被保険者の権利をできる限り尊重しつつ、本土の法令の建前との均等を考慮して、不合理とならないよう必要な措置を講ずる。

6 雇用対策

復帰後の雇用事情の変動に対しては、沖縄振興施策として行なわれる各種公共事業および新規立地企業等への就労を推進するとともに、技能労働

者の養成および離職者の能力の再開発を促進し、職業紹介等の広域化、活
発化を図り、職業転換給付金等の支給、住宅の確保その他本土の法令に基
づく各種雇用対策を推進する。

7 最低賃金

最低賃金制度については、復帰後本土の法令に基づく最低賃金の決定が
行なわれるまでは、沖縄の法令に基づいて定められていた最低賃金が、な
おその効力を有するよう措置する。

8 公共職業訓練施設

沖縄の法令による一般職業訓練所および総合職業訓練所は、復帰の際、
それぞれ本土の法令に基づく専修職業訓練校および高等職業訓練校となる
ものとし、それらの訓練所の修了者は、本土の旧職業訓練法による一般職
業訓練所または総合職業訓練所の課程を修了した者として取り扱う。

9 自然公園

沖縄の貴重な景観を保護し、利用するため、自然公園体系の整備を行な
う。このため、現在の琉球政府立公園ならびに西表島およびその周辺海域
について早急に公園地域、公園計画を検討し、必要な地域については、国
立公園または国定公園として指定のうえ、公園利用施設を整備する。

三 通貨・金融

1 通貨交換

通貨の交換は、公定の交換比率を基準とし、交換の手続については、県
民生活に支障をきたすことのないよう円滑に実施する。

2 日本銀行

沖縄経済の実情に沿った金融政策を円滑に推進するため、沖縄に日本銀

行の営業所を設ける。

3 預貯金の利率等

預貯金の種類、利率および期間は、復帰とともに本土と統一するが、必要に応じて経過措置を設けることとする。

4 農林漁業中央金庫

琉球政府の農林漁業中央金庫に対する出資金は、新たに設立される県信用農（漁）業協同組合連合会の業務に支障をきたさないよう、同連合会に対する貸付金とするものとする。

四 産業・経済

1 食糧管理制度

米の消費者価格（原材料用米の価格を含む。）および生産者価格ならびに麦の政府売渡し価格については、復帰後も一定期間、復帰時の水準を維持し、将来本土と一元化することとする。この場合、沖縄産米の買入れに

ついて現在の農協買入れを通ずる不足払制度を踏襲する等、米の流通の仕組みについて必要な特例を設ける。

なお、稲から基幹作目への作付転換等については、所要の助成措置を講ずることとする。

米麦の輸出入については、本土と同様の取扱いを行なうこととする。

2 農地制度

農地法については、戦時疎開、基地使用等沖縄の特殊事情にかんがみ、小作地の所有制限等に関し、所要の特例措置を講ずるとともに、その土地利用の実態を配慮しつつ、円滑な運用を図ることとする。

3 糖 業

沖縄を甘味資源特別措置法の生産振興地域に指定し、土地基盤の整備、優良種苗の普及、農作業の機械化等により、さとうきび生産の合理化を図る

とともに、糖餡安定事業団による分装糖の買入れについては、砂糖の価格安定等に関する法律に基づき実施することとする。

4 パインアップル産葉

パインアップル産葉については、復帰後は、果樹農業振興特別措置法を積極的に活用し、中小企業団体の組織に関する法律による加工業者の組織化を図るほか、原料果実の価格の指導に関する措置を講ずる等、生産、流通および加工対策の実施を通じて、その経営の安定と合理化の推進を図ることとする。

なお、パインアップル缶詰の自由化、暫定関税率の取扱い等については、パインアップル産葉の合理化施策等との関連を考慮しつつ慎重に対処することとする。

5 たばこ専売制度

ア たばこ専売法が適用されることによる製造会社および従業員の取扱いについては、適切な措置を講ずる。

イ 製造たばこの小売業者は、復帰後も当分の間、専売公社の指定小売人とする。卸売業者についても、指定小売人とする等、適切な配慮を行う。

ウ 葉たばこについては、昭和四十六年分については、前年実績程度の数量を購入する。昭和四十七年産以降の葉たばこについては、品質の向上と産地の集約化を推進し、耕作の継続ができるよう努める。

6 輸出入制度

輸出入制度（関税および国内消費税の制度を含む。）については、復帰後は本土諸法令を即時適用するが、このことに伴う県民生活および関係企業への影響を緩和するため、品目または業種ごとに、必要に応じ、輸出実

績の尊重、輸入についての特別の配慮および中小企業に関する各般の措置を講ずることとする。

7 観光税制

沖縄の観光産業の振興に資するため、沖縄から出域する者が購入する特定の物品に対する関税および内国消費税については、復帰後も一定期間、携帯品免税の範囲内で、現状程度の税負担を維持するような特別措置を講ずる。

8 ドル受取り制

沖縄における商店等の日常取引の現状にかんがみ、当分の間、両替商制度を弾力的に運用する等により、ドル受取りができるよう措置する。

9 企業対策

ア 沖縄での企業立地を促進するため、電力、水、工業用地、道路、港湾

その他の産業基盤の整備充実に努めるほか、新規立地企業に対する税制、金融上の措置を講ずることとする。この場合においては、既存企業との調整に留意しつつ、雇用効果および関連産業に対する波及効果の大きい業種を特に考慮する。

イ 沖縄の中小企業対策については、復帰後本土と同様の中小企業諸施策を実施し、中小企業の近代化、診断指導事業の促進、組織化の推進等を図ることとするが、特にその急速な近代化を促進するため、中小企業近代化促進法の適用にあつては所要の特例措置を講ずる等復帰に伴う諸制度の整備拡充を図ることとする。

五 交通・通信

1 道路の通行区分

沖縄における車両および歩行者の通行区分は、復帰後も一定期間、現状

どおり（車両は右、歩行者は左）とする。

2 自動車損害賠償責任保険

自動車損害賠償責任保険の保険金額等は、復帰後可及的すみやかに本土の制度と一致させることとする。

3 郵政事業

現在沖縄において未実施の積立郵便貯金、定期郵便貯金、定額小為替、郵便振替、簡易生命保険等については、その実施準備を進め、復帰後すみやかに実施に移すこととする。

郵便の種別体系および料金については、復帰後は、本土並みとする。

4 電信電話

電信電話の制度および料金は、復帰と同時に本土並みとする。

なお、沖縄本島・本土間の通話については、復帰後すみやかに自動即時化することとする。

六 免許資格等

1 教員

沖縄の法令により、教員の免許状の授与を受けている者は、復帰後は、本土の法令による相当の免許状の授与を受けた者として取り扱う。

2 社会教育主事

沖縄の法令による社会教育主事の資格を有する者は、復帰後は、本土の法令による社会教育主事の資格を有する者として取り扱う。

3 医師、歯科医師および薬剤師

本土の免許を有しない医師、歯科医師および薬剤師に対しては、復帰後一定期間、沖縄県内において、従前どおり業務を行なうことを認めるとと

もに、本土の法令による国家試験または国家試験予備試験の受験資格を与えるよう措置する。

4 介輔および歯科介輔

介輔および歯科介輔については、沖縄の医師不足の地域における医療の確保に寄与させるため、従前の例による医業を行なうことを認める。

5 その他の医療関係者

その他の医療関係者の免許資格については、原則として琉球政府の免許資格または業務の実績を尊重し、復帰とともに本土の法令による免許に切り替える等の措置を講ずる。

6 職業訓練指導員

沖縄の法令により職業訓練指導員の免許を受けている者は、復帰後は、本土の法令により免許を受けた者として取り扱う。

7 不動産鑑定業および不動産鑑定士

復帰の際現に沖縄において不動産鑑定業を営んでいる者は、復帰後一定期間、沖縄において不動産の鑑定評価を行なうことができることとする。復帰後において、特別不動産鑑定士試験および特別不動産鑑定士補試験を行なうこととする。

8 通関士

通関士に関する資格の切替えを円滑に行なうため、沖縄の税関貨物取扱人の資格を有する者は、所定の講習を受けることにより、本土の通関士試験の合格者とみなす等必要な措置を講ずることとする。

七 公務員

琉球政府公務員（教育区および連合教育区の教職員を含む。）は、国家公務員、地方公務員等として身分を引き継ぐこととし、給与その他の勤務条件

等については、国または地方公共団体のそれとの均衡を考慮して、適切な措置をとるものとする。

以上の各点は、本土復帰を円滑に実施するという面からとりあげた当面の重要事項に係る施策の一部であり、今後とも成案を得次第決定することとしたい。なお、日米両国政府間で交渉を要する事項については別途検討を進めている。他方、本土との格差を是正し、更に産業基盤等社会資本の整備充実に努め、復帰後の沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための施策としては、

- (1) 離島振興
- (2) 農林漁業の育成振興
- (3) 鉱工業、観光産業の開発
- (4) 水、エネルギー資源の開発
- (5) 交通、通信、道路、港湾、空港等の整備

- (6) 国土保全施設の整備
- (7) 教育施設の整備
- (8) 保健衛生、医療および社会福祉施設の整備
- (9) 生活環境施設の整備
- (10) 労働環境の整備

等各般にわたる総合開発計画を策定することとし、その策定にあたっては、先に琉球政府の発表した「長期経済開発計画」を尊重することはもとより、各界各層の意見を反映できるようにすることとする。

また、同計画を実施するにあたり、戦後沖縄のおかれてきた特殊な状況にかんがみ、国は、財政、税制、金融上特別の措置を講ずることとする。

なお、政府は、国会の議決を必要とする(イ)施政権返還協定(ロ)今回発表した施策を含めた、本土法令の適用に伴う暫定特別措置に関する立法および(ハ)沖縄

の経済、社会の開発、発展を図るための施策の推進に関する立法措置を、一括して明年内に国会審議を終了することを目途としてその準備をすすめるものとする。

秘密表示 (朱印)
秘
無期限

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	1	1	2
付	あり (あり)		
属			

発送日 昭和45年12月3日
処理日
発信タイプ 検査

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

公 信 番 号 米北1 第 117 号 公 信 日 付 昭 和 45 年 12 月 28 日

夫 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	起案 昭和45年11月27日 起案者 112中 電話番号 2465
--	--------------------------------	---

協議先

受信者 沖繩復帰準備委員 日本国政府代表
発信者 外務大臣

写送付先 (希望発送日) 月 日

件 名 沖繩復帰対策協議委員今幹事会議事録の送付

GA-2 2 155 外務省 回覧番号

米北1 第 117 号
昭和45年12月2日

沖繩復帰準備委員会
日本国政府代表 殿

外 務 大 臣

(件名) 沖繩復帰対策協議委員今幹事会議事録の送付

引用公・電信 日付・番号 昭和45年11月27日付米北1合計4302号

冒頭往信にて送付した沖繩復帰対策才1次方要網については、同要網の閣議決定に先立ち、11月19日沖繩復帰対策閣僚協議会幹事会(アメリカ局長心得出席)におき、審議されたところ、その際の記録等1部を使参考用に別添のとおり送付する。

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

GA-2-1 外務省

(※印は文書課記入)

